

横浜市内 福祉施設・事業所

運営法人代表者・関係施設・事業所管理者 様

横浜市健康福祉局障害施策推進課長

高齢施設課長

介護事業指導課長

こども青少年局障害児福祉保健課長

新型コロナウイルス感染症の抗原検査キットの希望制配付について（お知らせ）

各事業所におかれましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、日々ご対応くださり、心から御礼申し上げます。

このたび、新型コロナウイルス感染症の急激な感染拡大を受け、施設・事業所等の職員の方々がセルフチェックとして迅速な検査ができるよう、抗原検査キットを準備しました。職員に感染の疑いのある症状が出た場合や、濃厚接触者となった職員の待機期間短縮等のために使う抗原検査キットが、以下の「5 その他」に記載した配付数では不足が生じた際には、以下のとおり御申請くださいますようお願いいたします。

1 対象事業所、所管課及び申請先

横浜市内の高齢者施設・事業所、障害者施設・事業所及び障害児施設・事業所

事業所の種別・サービス	所管課	申請先
高齢者施設（入所系）	高齢施設課 【電子申請システム】	https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/a20ce55c-4e52-46aa-8b3d-cbd5be6f84a7/start
高齢事業所（居宅サービス・地域密着型サービス）	介護事業指導課 【電子申請システム】	https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/5bb5c36b-1fa5-4f30-8d83-de64ab0c6499/start
障害者施設等（入所施設、療養介護、宿泊型自立訓練、GH、通所施設、生活支援センター）	障害施設サービス課 【電子申請システム】	https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/81f5d2bc-0b95-4eb2-8aef-c2e93dc23b56/start
障害事業所等（訪問系）	障害自立支援課 【電子申請システム】	https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/8298af2d-b833-477c-8c1a-b3b4dbc85ce1/start
障害事業所等（相談系）	障害施策推進課 【電子申請システム】	https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/697c2f49-47a4-4b82-9b67-f43d56dd6d29/start
障害児施設等（入所施設、通所施設、相談系）	障害児福祉保健課 【電子申請システム】	https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/11c58060-52bf-4dad-9f7b-a543c6a5b401/start

2 送付物

下記いずれかの抗原検査キット（50キット）

- ・アボット ダイアグノノスティクス メディカル株式会社 Panbio™ COVID-19 Antigen
- ・株式会社マルコム スタンダードQ COVID-19 Ag

3 申請手続きについて

(1) 申請方法

前頁のとおり、事業所の種別・提供しているサービスごとに申請先が異なります。

- ・電子申請・届出システム…記載のURLにアクセスし、必要事項を入力
- なお、申請先を間違えた場合は受付いたしかねますので御注意ください。

(2) 申請時期

- ・令和4年 8月10日(水)14時から受付を開始します。
- ・1施設（事業所）につき1回のみ受け付けます。複数回申請がある場合、送付しません。
- ・24時間申請可能ですが、17時以降に受け付けた分は翌営業日扱いとなります。
- ・用意してある抗原検査キット（約7万キット）がなくなり次第、受付を終了します。

(3) 配送時期

- ・原則、受付後4営業日以内にお届けする予定です。（配送事業者：佐川急便）

4 抗原検査キットの保管及び使用にあたっての注意事項

(1) 保管についての注意事項

室温（2～30℃）で、直射日光のあたらない場所で保管してください。

(2) 使用にあたっての注意事項

- ・冷蔵で保管している場合は、15～30℃にしてから使用してください。
- ・使用前、キットに同封されている簡易操作ガイド及び添付文書をよくお読みください。
- ・医療従事者の常駐しない施設等において医療従事者の管理下で実施することが困難な場合には、検体採取に関する注意点を理解した職員の管理下で行う必要があります。該当する場合は、以下の研修資料をご確認のうえ、適切に使用してください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00270.html (厚労省)

- ・使用期限が過ぎたものは使用しないでください。

5 その他

申請方法の詳細は、別紙「抗原検査キット随時配付の申し込み方法」をご確認ください。

このたびお知らせした希望制配付以外の配付は下記のとおりです。（予定を含む）

	対象事業所	個数	発送時期
第1弾	入所系、居住系	30キット	8月4日～10日
	通所系、訪問系、相談系	5キット	
第3弾	入所系、居住系の対象施設	施設定員に 応じた数	8月12日以降

<希望制配付の担当課>

高齢者介護保険事業所(居宅・地域密着型サービス)	介護事業指導課	TEL 671-3466
高齢者介護保険施設(施設サービス)	高齢施設課	TEL 671-3923
障害者施設・障害福祉サービス等実施事業所	障害施策推進課	TEL 671-3603
障害児施設・障害児通所支援等実施事業所	障害児福祉保健課	TEL 671-4274